

院内掲示

厚生労働大臣が定める掲示事項は下記のとおりです。

【入院基本料に関する事項】

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。

【九州厚生局への届出事項】

1. 以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◎ 基本診療料

◆ 有床診療所入院基本料 I

医師配置加算 1

看護補助配置加算 1

夜間看護配置加算 2

看取り加算

有床診療所急性期患者支援病床初期加算

有床診療所在宅患者支援病床初期加算

在宅復帰機能強化加算

◆ 地域包括診療加算 2

◆ 機能強化加算

◆ 時間外対応加算 1

◆ 外来感染対策向上加算

◆ 在宅療養支援診療所 3

◆ 有床診療所緩和ケア診療加算

◆ 入院時食事療養/生活療養 (I)

◆ 酸素届出

◆ 医療DX推進体制整備加算 6

◎ 特掲診療料

◆ 在宅支援診療所

◆ 胃瘻造設術及び胃瘻造設時嚥下機能評価加算

2. 当診療所は入院時食事療養費（I）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しています。

医療法人 新関内科医院

2025年4月1日